（様式第４号）

主任技術者等の兼務に関する誓約事項（専任特例１号）

　技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 兼務の要件 | | ﾁｪｯｸ |
| １ | 各建設工事の請負代金の額が１億円未満（建築一式：２億円未満）である。 | □ |
| ２ | 工事現場間の距離が、主任技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場間の移動時間が片道２時間以内である。  （移動時間　　　　　） | □ |
| ３ | 自社が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えない。 | □ |
| ４ | 連絡員を各工事現場に配置する。  土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有している。 | □ |
| ５ | 当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。 | □ |
| 具体的措置 | □ |
| ６ | 人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置く。 | □ |
| ７ | 主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器を設置し、通信可能な環境を確保する。 | □ |
| 具体的内容 | □ |
| ８ | 兼務する工事現場数は本工事を含め同時に２件までである。 | □ |
| ９ | 主任技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。 | □ |

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。